# 教育民生常任委員会会議録

令和3年12月9日

宮 古 市 議 会

# 宮古市議会定例会令和3年12月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

## (12月9日)

議事日程
出席委員
欠席委員
説明のための出席者····································
議会事務局出席者
開 会
付託事件審査 (1)
付託事件審査 (2)
付託事件審査 (3)
付託事件審査 (4)
付託事件審査 (5)
付託事件審査 (6)
付託事件審査 (7)
付託事件審査 (8)
審査終了

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

目	時	令和3年12月9日(木曜日) 午前	10時00分
場	所	議事堂、議場	

### 事 件

## 〔付託事件審査〕

- (1) 議案第10号 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第18号 宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求める ことについて
- (3) 議案第11号 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例
- (4) 議案第12号 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第13号 令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用 料の免除に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第21号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散の協議に関し議決を求めることについて
- (7) 議案第22号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- (8) 議案第23号 岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

出席委員(6名)

加 藤 俊 郎 委員長

白 石 雅 一 委 員

橋本久夫委員

坂 本 悦 夫 副委員長

畠 山 茂 委 員

長門孝則委員

欠席委員(0名)

なし

\_\_\_\_\_O\_\_\_

説明のための出席者

〔付託事件審查〕

(1)

市民生活部長 松 舘 恵美子 君

総合窓口課長 佐々木 則 夫 君

国民健康保険係長 大 越 公 君

(2)

教育部長 菊地俊二君 教育委員会 中屋 保君

総務課長

教育委員会 建設課 建設課 施設係長 佐々木 暢 君 副主幹兼工務係長 佐々木 拓 君

(3) (4) (5)

保健福祉部長 伊藤 貢君 こども課長 岡崎 薫君

副主幹兼保育係長 鳥居裕司君

(6) (7) (8)

保健福祉部長 伊藤 貢君 福祉課長 佐々木 俊 彦 君

障がい福祉係長 石垣達也君

\_\_\_\_\_\_

議会事務局出席者

局 長 下島野 悟 主 任 吉田奈々

## 開 会

#### 午前10時00分 開会

○委員長(加藤俊郎君) おはようございます。

ただいまの出席は6名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は付託事件審査8件です。なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。それではこれより本委員会に付託された議案の審査を行います。

\_\_\_\_\_\_

## 付託事件審査(1) 議案第10号 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長(加藤俊郎君) 議案第10号 宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

長門委員。

○委員(長門孝則君) ちょっと勉強不足で申し訳ないんですがちょっとお聞きしたいと思います。

今度の改正は、あれですがね、私、出産育児一時金はもう42万円というふうに考えてるんですが、今回はその42万円はそのままにして、多分内訳になると思うんですけども、4,000円上げるということですけども、その辺の説明をですね、本会議で説明があったかどうかわかりませんけども、改めて、どういうことなのかなと。その辺ちょっと理解していませんでしたので、お聞きしたいと思います。

- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木総合窓口課長。
- ○総合窓口課長(佐々木則夫君) はい。それでは、説明させていただきます。

出産育児一時金は、全額で42万円となっております。今までは、出産育児一時金が40万4,000円、内訳としまして、40万4,000円とあと産科医療補償制度っていうのの掛金が1万6,000円となっておりました。今回ですね、この産科医療補償制度の掛金が1万2,000円ということで、4,000円安くなります。政府のほうでは、少子化対策ということで、42万円の総額は維持するということでして、それで産科補償制度4,000円安くなった分、それを出産育児一時金に足して40万8,000円ということで、出産育児一時金が4,000円高くなったという形になります。ちなみにこの産科医療補償制度というのは、通常分娩の場合に、脳性麻痺になったお子さんに対して、3,000万円の補償するっていう制度でございます。以上でございます。

- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。
- ○委員(長門孝則君) そうすれば、出産一時金は、40万4,000円なんだと。そして、1万6,000円が何だっけ。 補償制度の掛金が1万6,000円、合わせて42万円になると、そういうことですがね。

もう一つはですね、どういうことで、そういうふうに改正したのかなと。42万円を50万にするとかっていうんでばわかりますけどもね、42万円はそのままにして、出産一時金と掛金を4,000円、プラスマイナスしたということになるんですけども、何か特別の理由があるのかどうかお聞きします。

- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木総合窓口課長。
- ○総合窓口課長(佐々木則夫君) 産科医療補償制度のほうが、4,000円安くなったっていうのはちょっとこちらのほうでは、わからないんですが、これにつきましては、国保だけではなくて、協会けんぽとかほかの保険、全部そういう形に変わるということでございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。

- ○委員(長門孝則君) 実質あれですがね、今度の改正で何かほかに影響っていうか、出てくるということはないですがね。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木総合窓口課長。
- ○総合窓口課長(佐々木則夫君) 影響はないと考えております。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。
- ○委員(長門孝則君) ちょっとこれは参考にお聞きしたいんですけども、出産した場合の経費、分娩費、どの ぐらいになっているのかなと。というのは、通常分娩であれば、保険がききませんがね。保険がきかないんで、 もう全て自己負担になると。そして出産一時金が42万円出ますけども、それで42万円の一時金で分娩費用が賄 えれるのか、あるいは不足を生じているのかどうなのかなと。そういう関係でお聞きしたいと思いますが、い ろいろあると思いますけども、一般的にどのぐらいかかってんのかなと。教えていただきたい。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木総合窓口課長。
- ○総合窓口課長(佐々木則夫君) これはですね、出産の仕方だったり、個人差があって、一概に幾らという金額はおっしゃることは出来ないんですけど、ちょっと古い数字にはなりますが、平成28年度とちょっと古いんですが、こちらのほうで岩手県の出産するときにかかる費用の平均っていうのが出てまして、大体それが45万8,000円ぐらいということにはなっておりました。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。
- ○委員(長門孝則君) ごめんなさい、46万。
- ○委員長(加藤俊郎君) 45万8,000円だそうです。
- ○委員(長門孝則君) 46万8,000円。45万。一時金で賄えないと。自己負担が生じてるということですがね。というのは国のほうでも、42万円の出産一時金を50万とか、上げるべきだという多分そういう動きがあるように私は感じてるんですけれども、そういう出産一時金をやっぱ上げるべきだというような雰囲気、何かありますか。最後にそこをちょっとお聞きしたいと思います。
- ○委員長(加藤俊郎君) 松舘部長。
- ○市民生活部長(松舘恵美子君) 少なくとも今度の税制改正にはそういったものは上がっておりません、来年度の税制改正については。これまでも出産育児一時金については20万の時代があったり30万の時代があったり、どんどん少しずつ上がってきているところでございますので、世の中のかかり具合とかで、これから変わっていく可能性はありますけれども、今のところはそういったものはないので、これも健康保険法に基づいて、一律で支払いをしているものですので、法の改正に沿って改正をしていきたいと考えております。
- ○委員長(加藤俊郎君) はい。ほかに。坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) 全く基本的なことですけども、認識が定かでないので、これを機会にちょっと伺いしたいと思うんですが、今の長門さんが言ったことの反対になるんですが、出産にかかった費用が、出産育児一時金の額より少ない場合もあるかなというふうに思うんですが、その場合は、返さなきゃなんないということになるんでしょうか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木総合窓口課長。
- 〇総合窓口課長(佐々木則夫君) はい、余った分につきましては、本人に給付される形になります。
- ○委員長(加藤俊郎君) 坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) 返さなくていいということ。なるほどわかりました。例えば双子が生まれたときは、2

人分もらえるんですかね、1人分ですか。

- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木総合窓口課長。
- ○総合窓口課長(佐々木則夫君) 2人分でございます。
- ○委員(坂本悦夫君) 2人分。海外で例えば出産した場合なんかでも、一時金は申請できるということになる んでしょうか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 部長どうぞ。
- ○市民生活部長(松舘恵美子君) はい、その加入している健康保険組合に申請をして、そこから支給されるようになっております。
- ○委員長(加藤俊郎君) ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これより議案第10号に対する討論を行います。討論はございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) はい。討論なしと認めます。

直ちにお諮りします。議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) はい。異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔説明員入室〕

# 付託事件審査(2) 議案第18号 宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関 し議決を求めることについて

○委員長(加藤俊郎君) はい、再開します。

次に、議案第18号 宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

長門委員。

○委員(長門孝則君) ちょっとお聞きします。

この18の2ページの変更の概要(4)構造物の撤去工、この部分が650万円ほど増えてますけども、ちょっと 金額も大きいなと。そういうふうに思ってるんですが、私は、ちょっと、事前の調査が十分ではなかったのか なと。そういうふうに思ってますが、その増えた理由を教えていただきたい。

- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい、構造物撤去工の当初の設計段階でございますけども、ブロック積みの上部の厚さが45センチということででしたので、上部の厚さでもって、撤去工の数量を計算したところでございますけども、実際の現場のほうには、下のほうといいますか、土のほうを埋まってるほうに行くにつれてちょっと厚くなっていった、幅が広くなっていたという状況がございまして、その分の撤去に数量増になった部分がございますので、それで増工となったものでございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。

- ○委員(長門孝則君) ここの説明でもね、躯体の幅が広がったと。説明というかはわかるんだけども、私は技術者でないんで、よくわかんないんですけども、例えばブロックを積む場合に、擁壁のブロックを積む場合に、その基礎となるコンクリートで基礎をつくりますがね。その基礎っていうのは、ブロックの高さとかあるいは重量とかそれによって基礎の厚さとか幅とか、そういうのが当然ブロックを積み立てる場合の高さ等で、変わってくると決まってくるっていうか、私はそういうふうに思ってるんですけども、何か基準のようなのがあるんですかね。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木工務係長。
- ○建設課副主幹兼工務係長(佐々木拓君) 既設のブロック積み構造物につきましては、ブロック積みということで、一般的な厚さで申しますと、上部の厚さと同じ厚さで下部のほうまで均一な厚さでつくるというのがブロック積みでございますので、上部の厚さをもって設計の厚さと判断してございました。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。
- ○委員(長門孝則君) そうすれば基準はないということですがね。常識的に考えれば、河南中学校の擁壁のやつは相当高いんですよ。高さもあるし、相当重量もあるなと外から眺めて。そうすれば、それなりの基礎コンクリートっていうのが、どの程度の幅で、厚さがどのぐらいあるかっていうのは、専門家が見ればもう分かると思うんですよ。ここの理由が、躯体の幅が広がったというふうに書いて、357立米増えてる。だから、本当に地下であればね、地下であればわかりますけども、大体表面から表から大体、地下の叩きコンクリート基礎は大体把握出来るんでないかなと思ってるんですよ。だからその辺の調査が本当にされたのかどうかっていう、そういう疑問があったんで、お聞きしました。
- ○委員長(加藤俊郎君) はい、佐々木工務係長。
- ○建設課副主幹兼工務係長(佐々木拓君) 申し訳ありません。ブロック積みの標準的な断面となりますと、一 律の厚さでつくるのが一般的な構造になっておりますので、上部で確認した厚さで下部まで均一な厚さでつく ってるのが標準的な形になってございますので、それを当初の設計でというふうに当時の図面等もなかなか残 っていなかったというところで標準的な断面で、当初の数量として計上してございました。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。
- ○委員(長門孝則君) 最後にしますけどもちょっとお聞きしますが、以前はですね、教育委員会にも、技師の職員がいたったんですけども、今はいないんですか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい。現在は技師職はいません。
- ○委員長(加藤俊郎君) 長門委員。よろしいですか。はい。 次に橋本委員。
- ○委員(橋本久夫君) はい。今の長門委員さんが聞いたもののところだったんですが、いずれその事前にね、 今なぜ調査出来なかったのかっていうことだったんですが、(4)だと想定していた既設コンクリート、これ の幅が広がったということは今おっしゃったように想定したというのは、幅が広がってないことを想定してい たということなわけですね。で、そういうのも事前の中では、調査というのはもう出来ないものなんでしょう か。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) 当時の設計書等を確認しまして下に行くにつれて広くなってる、厚くなっ

ているというようなそういう資料等はありませんでしたので、そういう状況でありますので標準的に同じ均一のもので、積まれていっているだろうということで設計をしたということでございます。

- ○委員長(加藤俊郎君) 橋本委員。
- ○委員(橋本久夫君) はい。そうするといずれ、3番のことも含めて、事前調査、この転石除去っていうんで すか地盤改良工事、これも、同じ理由で当時の設計図等がないからこれも把握出来なくて、作業を追加するこ とになったという理解でよろしいんでしょうか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) 転石等につきましては事前のボーリング調査は当然行ってはいたんですけども、その際には、転石等の形跡は見受けられませんでしたので、実際に地盤改良の作業工程に入ってからその転石等が見つかったものということでございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 橋本委員。
- ○委員(橋本久夫君) ちょっとすいません、この地盤改良の部分でしかよく理解出来ないんですが、転石っていうのはどういう状態が出てきて、どういう影響があるものなんでしょうか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい、大きさといたしまして50 c mから、1 メーターほどの幅といいます かそのぐらいの大きさの石が地中にありまして、地盤改良の、なんというか機械で掘削といいますか掘っていくときにですね、その転石に当たって、なかなかもう進んでいかなくなったという状況になりました。それで、 壊しながらやるか、1 回除去するかという、その辺は検討して、費用がかからない方法の除去というほうを選んで、工事を進めるというものでございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 橋本委員。
- ○委員(橋本久夫君) はい。それであと、工期が10日ぐらいこれで延びる。この状況によって工期は10日延びるっていうことになろうかと思うんですけども、この工事によってまずあそこの周辺の非常に交通が非常に規制されているんですが、この場合はもうずっと27日まで、この工事に伴って交通の状況も27日まで続く。それとも一部もうこの工事が少し改良が進んで、道路のほうも、何ていうんすか、通行がそろそろ緩和されるとかっていうことはあるんでしょうか。それとももう27日までこのような状況が続くのか、ちょっとそこを教えてください。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい、1工区のほうは、これから着手していきますので、ラントノ沢線、大きいほう太いほうの道路ですかね、そっちは片側通行のほうはまだ続きます。2工区が終わり次第、ちょっと坂から上がっていくほうの、あちらの市道磯鶏中谷地線そちらのほうの規制は解除していきたいというふうに思っております。
- ○委員長(加藤俊郎君) 橋本委員。
- ○委員(橋本久夫君) それは、いずれまだ時期わかんないけども、その工事次第ということになるわけですか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい、2工区の工事のほうが終了次第そちらを規制を解除していくと。
- ○委員長(加藤俊郎君) はい。その次に、白石委員。
- ○委員(白石雅一君) はい。ちょっと私も工期についてお伺いしたいんですけれども、10日間の延長で3月17

日までのが3月27日までというふうになってますけれども、この工期については10日間の延長で大丈夫なんで しょうか。

- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい、そのように見込んでおります。
- ○委員長(加藤俊郎君) 白石委員。
- ○委員(白石雅一君) 現在の進捗状況はどの程度、工事の内容は、全体の何%ぐらい進んでるんですか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) 11月末現在で約50%、半分程度の進捗率でございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 白石委員。
- ○委員(白石雅一君) はい。50%ということでちょっと今心配になりましたけれども、4月になってしまうと、 新学期も始まるので、ぜひですね、工期のほうは間に合うようにしていただきたいなというふうに思います。 はい。以上です。
- ○委員長(加藤俊郎君) お答えは。はい、中屋教育委員会総務課長。
- ○教育委員会総務課長(中屋保君) はい。工期内完了を目指して、進めてまいりたいと思います。
- ○委員長(加藤俊郎君) ほかに質疑はございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。 これより議案第18号に対する討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) ないようですので直ちにお諮りします。 議案第18号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第18号は、原案可決すべきものと決定しました。 説明員の入替えを行いますので、少しの間お待ちください。

〔説明員入替〕

\_\_\_\_\_O

## 付託事件審査(3) 議案第11号 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

○委員長(加藤俊郎君) 次に、議案第11号 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

橋本委員。

- ○委員(橋本久夫君) はい。すみません、基本的な部分で、何が改正になったのかっていうことなんで、書類 の作成を書面に代えて電磁的記録によってっていうことなんで、これは次のあれとも関連すると思うんですが、 だから、具体的に何をその電磁的記録に作成できるようになったというのは、そこを教えてください。
- ○委員長(加藤俊郎君) 岡崎こども課長。
- ○こども課長(岡﨑薫君) はい。この部分なんですけども、第5条の2項から5項までと、第38条22項に、電磁的記録についての記載があります。ここを、それぞれ載っている部分を一つにまとめて、第4章として追加

したというのが大きな流れになっております。第5条のほうに具体的に記載して、第38条のほうには第5条に準ずるという形で、2ヶ所に同じ記載がある形に今現在なってます。それをそれぞれの部分に載せるのではなくて、包括的に、第4章という形に書き直しているという部分になってきます。第53条がそこで第4章で出てくるんですが、第53条の第2項から第5項までは、前半で削除してます部分がそのまま来ております。第6項が追加になって、そこの部分に関しては、保護者との同意、例えば保護者の間でこういうことをやっていいですかとかって、保育所間で書類でやりとりする場合もあるんですけどもそういった同意に関しても、電磁的記録、具体的に言えば例えばメールとか、そういったやりとりでも代えることができるよという規定が新たに追加になったという形でございます。

- ○委員長(加藤俊郎君) 橋本委員。
- ○委員(橋本久夫君) はい、了解しました。いずれ文言整理をしたのと集約したってことで、ファイルの記録 の方法が、そういうメールでもやりとりができるっていう、電磁的というと昔ながらのなんて言うんですか。 フロッピーディスクの時代の、何かそういう言葉があって、今いろいろこうデジタル化の中で様々機種もこう 変わってきてる中で、あえて何かそういうところまでね、幅が広がったのかなという理解だったんですが、要するに、もうあらゆるものが、そういうデジタルファイルみたいなので、いろいろやりとりを、もうオーケーですよっていう理解になったということですか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 岡﨑こども課長。
- ○こども課長(岡崎薫君) ご存じのとおり、今、国はデジタル化を進めております。その一環としてこれから 例えば電子申請とかが進んでくるんだと思いますけども、その前提として、今ある書類も電磁的いわゆる電子 媒体に記録して保管できるよという形の規定を整備するものと考えております。
- ○委員長(加藤俊郎君) ほかに質疑はございませんか。坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) お伺いします。

さっきの今の話をちょっと聞いてて思ったんですけども、電磁的記録を拒否する人が出てきそうな感じがするんですけども、そういった場合はどういう対応、対処するんでしょうか。

- ○委員長(加藤俊郎君) 岡崎こども課長。
- ○こども課長(岡崎薫君) はい。これは電磁的記録ができるという規定になってまして、それは保護者との同意がとれた場合には、そういう形で保管してもいいよという形になってます。ですので、いわゆる電子媒体として記録するのが嫌だという保護者の方がいるのであれば、今までどおり書類でとっておかなければならないということになります。
- ○委員長(加藤俊郎君) 坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) わかりました。
- ○委員長(加藤俊郎君) ほかに、質疑ございませんか。なければこれで質疑を終わります。 これより議案第11号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第11号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

\_\_\_\_\_

## 付託事件審査 (4) 議案第12号 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

○委員長(加藤俊郎君) 次に、議案第12号 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。それでは、質疑なしということで、質疑を終わります。 これより議案第12号に対する討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 討論はないようですので直ちにお諮りします。 議案第12号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第12号は、原案可決すべきものと決定しました。

\_\_\_\_\_

# 付託事件審査(5) 議案第13号 令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び 学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

○委員長(加藤俊郎君) 次に、議案第13号 令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児 童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。質疑がないようですけれども、質疑終わってよろしいですか。はい。 それでは、質疑はないようですが、討論もございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) はい。討論はないようないようですので直ちにお諮りします。 議案第13号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第13号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので少しお待ちください。

〔説明員入替〕

\_\_\_\_\_

- 付託事件審査 (6) 議案第21号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散の協議に関し議決を求めることについ て
- 付託事件審査 (7) 議案第22号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 付託事件審査(8) 議案第23号 岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- ○委員長(加藤俊郎君) それでは始めてよろしいですか。

議案第21号から議案第23号までは、関連がありますので、質疑は一括とし、討論、採決は、議案ごとに行います。議案第21号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散の協議に関し議決を求めることについてから議案第23号 岩手県沿岸知的障害児施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてまでを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

畠山委員。

○委員(畠山茂君) はい。よろしくお願いします。1点だけお聞きしたいと思います。

議案でいうと21号の知的障害児組合の解散についてなんですけども、この説明はこの間も議会でいろいろ説明を受けてきました。今回、施設と運用面も含めて、若竹会が実質的に民設民営でこれから行っていくということなんですが、そこでお聞きしたいのは今回解散に伴って、行政として、今後この知的障害者の方々の福祉への取組というか、関わり方は、何かこう変わっていくのか、どのように携わっていくのか、想定している部分があればお聞きをしたいと思います。

- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木福祉課長。
- ○福祉課長(佐々木俊彦君) はい。4月から若竹会による一体施設のほうが運用を開始するわけでございますが、この障害児の入所施設の部分に関しまして、構成市町村の福祉主管課のほうで、運営に関する名称はどういうふうになるかあれですけども、協議をすることとしております。
- ○委員長(加藤俊郎君) 畠山委員。
- ○委員(畠山茂君) 本当はもう少し詳しい関わり方をお聞きしたかったんですが、今のお話だと、取りあえず、組合は解散して、今まで携わってきた、市町村、自治体で、連絡会みたいな形でそういう組織は残して、情報交換やっていくよというご説明だったと思うんですけども、実際的に宮古市としては、今回施設に2億7,000万ぐらいの負担金とか土地も無償貸付けをするということである意味関わってはいくんですが、実質的に、知的障害児の方々への今までの今までは説明をしてきたわけですけども、ソフト的なサポートっていうのはこれからも変わらずやっていくとは思うんですが、変わる部分というのがあるのかどうか、想定してる部分、変わる部分があるのかなというとちょっとお聞きしたかったんですけども、特段そこはもう、何も変わらないよという認識でいいのか、そこだけお聞きしたいと思います。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木福祉課長。
- ○福祉課長(佐々木俊彦君) 基本的には今までの宮古市として関わってきた部分についてはそのとおり今後も 関わっていきたいと思ってます。
- ○委員長(加藤俊郎君) そのほかに質疑はございませんか。坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) 議案第22号の3の動産の件なんですが、ここにですね、売却可能な動産については入札 に付すっていうふうにありますが、売却可能な動産、どんなものがありますか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木福祉課長。
- ○福祉課長(佐々木俊彦君) 基本的には動産は備品関係が主なものでございます。種類も数もいろいろあるんですが、今お話するのは取得価格が100万円以上の備品についてちょっとお話をいたしますと、まず業務用の大型洗濯機がございます。これは令和元年に導入したものでございます。それから業務用のスチームコンベクションがですねこれ調理用の機材になりますが、これが平成25年に導入したもの。それから小型の乗用車でございます。これが、平成29年に導入したものでございます。価格が高いものとしてはこの3点となります。

- ○委員長(加藤俊郎君) 坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) 今、自動車っていう話が出たんですけども、動産には、自動車が入るのね、動産にはね。 そうすると100万以上のはないということ。自動車の100万円以上はなかった。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木福祉課長。
- ○福祉課長(佐々木俊彦君) 今お話ししたのは100万以上の価格のものでございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) 100万以上の自動車もあるということなわけでしょう。それについても入札にかけるということになるんですよね。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木福祉課長。
- ○福祉課長(佐々木俊彦君) そのとおりでございます。
- ○委員長(加藤俊郎君) 坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) 入札については、誰でも参加できるということでよろしいんでしょうか。
- ○委員長(加藤俊郎君) 佐々木福祉課長。
- ○福祉課長(佐々木俊彦君) 実際この業務に関しましては、組合のほうで行いますので、ちょっと組合のほう でどのようにお考えなのかちょっとまだこちらのほうには明らかにされておりませんので、ちょっと今お答え は出来ません。
- ○委員長(加藤俊郎君) 坂本委員。
- ○委員(坂本悦夫君) よろしいですはい、わかりました。
- ○委員長(加藤俊郎君) そのほかに質疑はございませんか。質疑終了としてもよろしいでしょうか。はい。 それではこれから議案第21号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 討論はないようですので直ちにお諮りします。 議案第21号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第21号は原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 討論ないようですので直ちにお諮りします。 議案第22号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第22号は原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号に対する討論を行います。討論はございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) はい、ないようですので直ちにお諮りします。 議案第23号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第23号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退室してください。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。

12月16日の本会議における議案第10号から第13号、議案第18号及び第21号から第23号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(加藤俊郎君) はい。異議なしと認めます。

午前10時42分 付託事件審査終了

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 加 藤 俊 郎